

## 第4章 人権課題への取組

### 9 その他の人権課題

これまでに取り上げた人権問題のほかに、以下に記載するさまざまな人権問題があります。また、これら以外の問題や今後の社会情勢の変化などから生じる新たな人権問題についても、その課題を認識し、状況に応じた取組を進めます。

#### (1) 感染症患者等の人権

##### 【現状と課題】

- 不正確な知識や思い込みにより、HIV感染症やハンセン病等の患者に対する偏見や差別が生まれ、患者・元患者・その家族に対する様々な人権問題が生じています。HIV（ヒト免疫不全ウイルス）は、感染力は非常に弱く、性的接触に留意すれば、日常生活で感染する可能性はほとんどありません。ハンセン病はらい菌という細菌による感染症ですが、ハンセン病も感染力は弱く、感染したとしても発病することは極めてまれで、万一発病しても、現在では治療法も確立し、早期発見と適切な治療により後遺症も残りません。しかし、ハンセン病患者に対しては、「らい予防法」が廃止されるまで、国の隔離政策により、偏見と差別の中で厳しい人権侵害を受けてきました。このような偏見や差別の解消を推し進めるため、2009（平成21）年に「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」が、2019（令和元）年に「ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律」が施行されました。感染症に対する正しい知識と理解を深めるとともに、患者・元患者・その家族の置かれていた境遇を踏まえ、差別や偏見をなくしていく必要があります。
- 新型コロナウイルス感染症に関連して、感染者や医療従事者等への心ない言動や、根拠のない情報に基づく差別・偏見など様々な人権問題が発生しています。2021（令和3）年2月に「新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律」が成立し、新型コロナウイルス感染症に関する偏見や差別を防止するための規定が設けられました。

##### 【施策の方向性】

- HIV感染症やハンセン病に関する広報活動を通じて、HIV患者やハンセン病患者に対する偏見や差別意識を解消し、患者や家族等への理解を深める啓発を行います。
- 新型コロナウイルス感染症に関する基本情報や感染予防対策、相談窓口を周知し、偏見・差別等の防止に向けた啓発に取り組みます。

#### (2) 東日本大震災をはじめ災害に伴う人権問題

##### 【現状と課題】

- 2011（平成23）年3月11日に発生した東日本大震災及びそれに伴う原子力発電所の事故により、現在も多くの方々が避難生活を余儀なくされています。そのような中、広域避難されている方々への風評や思い込みによる偏見、心ない嫌がらせも発生し、被害者への支援や配慮が足りないなどの災害に伴う人権問題が改めて認識されています。
- また、東日本大震災に限らず、避難所においては、女性や要配慮者（障がいのある人、高齢者、乳幼児、妊産婦など）に対して、プライバシーなどの点で十分な配慮が行われない

などの問題が発生しています。

#### 【施策の方向性】

- 災害に伴って起きる様々な人権侵害の発生を防止するため、広域避難等に関する市民の関心と認識を深めていくための啓発を行います。
- 災害発生時には、救援物資の手配や避難所の設置・運営等において、女性や要配慮者などに配慮した取組を行います。

### (3) アイヌの人々の人権

#### 【現状と課題】

- アイヌの人々は、固有の言語や伝統的な儀式・祭事など、独自の豊かな文化を持っていますが、近世以降のいわゆる同化政策等により、今日ではその文化の十分な保存・伝承が図られているとは言いがたい状況にあります。
- 2007（平成19）年、「先住民族の権利に関する国連宣言」が採択され、翌年に「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」が国会で決定され、アイヌの人々が先住民であることが認められました。2019（令和元）年には、「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」（アイヌ新法）が施行され、従来の文化振興や福祉施策に加え、地域振興、産業振興、観光振興を含めた施策を総合的に推進しています。

#### 【施策の方向性】

- アイヌの歴史や文化を正しく理解し、アイヌの人々に対する偏見や差別を解消していくための啓発を推進します。

### (4) 刑を終えて出所した人の人権

#### 【現状と課題】

- 刑を終えて出所した人やその家族に対する偏見・差別は根強く、就職や住居の確保が困難になるなど、社会復帰を目指す人たちにとって、現実は極めて厳しい状況にあります。2017（平成29）年に、刑を終えて出所した人などが再び社会を構成する一員になることへの支援についても基本理念とした「再犯防止等の推進に関する法律」が施行されました。しかし、地域社会の一員として円滑な社会生活を営むためには、本人の強い更正意欲だけでなく、家族や職場、地域社会の理解と協力が必要です。
- 市では、保護司や更生保護女性会と連携して更正保護活動に取り組んでおり、犯罪を犯した人の立ち直りの支援に向けた全国的運動である「社会を明るくする運動」に取り組んでいます。

#### 【施策の方向性】

- 刑を終えて出所した人等に対する偏見・差別を除去し、これらの人の円滑な社会復帰を促すため、街頭啓発や作文コンテスト等の啓発活動を行うとともに、関係者・関係団体と協力しながら引き続き更生保護活動に取り組みます。

## (5) 犯罪被害者の人権

### 【現状と課題】

- 犯罪被害者やその家族は、犯罪そのものやその後遺症によって精神的、経済的に苦しんでいるにもかかわらず、興味本位のうわさや心ない中傷等により名誉が傷つけられたり、私生活の平穏が脅かされたりするなどの問題が指摘されています。
- 2004（平成 16）年に「犯罪被害者等基本法」が成立し、犯罪被害者等の権利利益の保護が明文化され、犯罪被害者等のための施策が進められています。
- 市では、2008（平成 20）年に「丹波市犯罪被害者等支援条例」を制定し、支援金の支給など被害者等の支援を行っています。

### 【施策の方向性】

- 犯罪被害者等の人権に関する広報・啓発し、犯罪被害者等の置かれている状況について、市民の理解が得られるよう周知します。

## (6) ホームレスの人々の人権

### 【現状と課題】

- 自立の意思がありながら、やむを得ない事情でホームレスとなり、健康で文化的に生活できない人々が多数存在しており、嫌がらせや暴行を受けるなど、ホームレスに対する人権侵害の問題が起こっています。
- 2002（平成 14）年に制定された「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」（ホームレス自立支援法）で、国や地方公共団体の責務として、ホームレスの自立等を支援するため、福祉、就労、住居、保健、医療等の分野において総合的な取組を行うとともに、ホームレスの人権に配慮することが定めされました。また、ホームレスになる主な原因である「生活困窮」については、2015（平成 27）年施行の「生活困窮者自立支援法」により、包括的な支援体制の強化などが図られています。

### 【施策の方向性】

- 市民がホームレスの人々の置かれている状況や自立支援の必要性について理解し、ホームレスの人々に対する偏見や差別をなくすよう啓発します。

## (7) 拉致被害者等の人権

### 【現状と課題】

- 1970 年代から 1980 年代にかけて、全国各地で日本人が不自然な形で行方不明になる事件が多発しました。これらの多くは、北朝鮮の工作員による拉致の疑いがあることがわかり、2002（平成 14）年に北朝鮮当局は日本人拉致の事実を認めました。現在、17 名が国によって拉致被害者として認定されており、本市では、北朝鮮による拉致の可能性を排除できない事案として、行方不明の方が 2 名あります。
- 北朝鮮当局による日本人拉致は、日本に対する主権侵害であるとともに、重大な人権侵害です。2006（平成 18）年に「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が施行されるとともに、毎年 12 月 10 日から 16 日までの 1 週間を「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」と定めました。

## 【施策の方向性】

○12月の「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」において、パネル展を開催するなど、拉致問題への関心と理解を深める啓発に取り組みます。

## (8) 人身取引

### 【現状と課題】

○性的サービスや強制労働等といった人身取引は重大な犯罪であり、基本的人権を侵害する深刻な問題です。被害者に対して深刻な精神的・肉体的苦痛をもたらし、その被害の回復は非常に困難なものとなります。人身取引は、女性や子どもなど立場の弱い人のみならず、労働搾取や臓器摘出など、男性も被害の対象となり得ます。

○国は、2014（平成26）年に犯罪対策閣僚会議で決定された「人身取引対策行動計画2014」に基づき、人身取引の防止・撲滅と被害者の適切な保護を推進しています。

### 【施策の方向性】

○人身取引の実態を知り、人身取引が遠い国の話ではなく、日本でも発生している身近な問題であるという認識を市民が深めることができるよう、国や県と連携し啓発します。

## (9) さまざまな人権課題

### ① 個人情報の保護

○高度情報通信社会の急速な進展の中で、企業や行政機関などが保有する個人情報が、大量に流出する事件が相次いで発生しています。さらには、住民票の写しや企業が保有する顧客情報等の様々な個人情報が不正に取得され、売買されるという事件も発生しています。

○2005（平成17）年4月に「個人情報の保護に関する法律」が全面施行され、行政機関はもとより、事業者にも個人情報の適正な取扱いが義務づけられました。また、2015（平成27）年度には、全国の自治体で「マイナンバー制度」が導入され、各機関の情報連携とともに個人情報としての管理をより一層徹底しなければなりません。

○市においては、「丹波市個人情報保護条例」を制定し、個人情報の適正な取扱いについて定めるとともに、市の機関が保有する個人情報の開示及び訂正並びに特定個人情報の利用停止を求める権利を明らかにし、個人の権利利益の保護を図っています。また、情報セキュリティ知識の習得や人権意識・情報モラル意識の高揚を図るため、職員研修を実施しています。

○また、市では、2012（平成24）年から住民票の写しや戸籍謄本等が本人以外の第三者に取得された場合に、事前に登録した人に対して交付したことを見付ける「本人通知制度」を実施し、個人情報の漏えいや戸籍謄本等の不正取得の抑止に努めています。引き続き広報紙やホームページ等により広く周知し、不正取得による個人の権利の侵害の防止を図ります。

### ② 職場における人権問題

○職場における力関係等を背景としたいじめや嫌がらせの各種ハラスメント行為（「セクシャル・ハラスメント」、「パワー・ハラスメント」、「マタニティ・ハラスメント」、

「パタニティ・ハラスメント」など)が新たに大きな問題となっています。ハラスメントは、職場内の労働問題であるばかりでなく、受けた本人の失業や過労死へ結びつき、さらに、その家族まで影響が及びかねない人権問題です。

- 「人権に関する市民意識調査」において、人権侵害を受けた経験が「ある」と答えた人のうち、それがどのような人権侵害であったかを聞くと、「パワー・ハラスメント」が34.9%と2番目に高い結果となり、前回調査と比較しても、19.1ポイントと最も増加割合が高くなっています。他にも、「企業・民間による不当な扱い」10.8%、「セクシャル・ハラスメント」4.2%と、職場での人権侵害が多くあります。
- 事業主による職場におけるハラスメント対策は、関係法令の改正により、対策が強化され、2020（令和2）年6月から（中小企業は2022（令和4）年4月）から、義務化されました。
- ハラスメントを防止し、人権が尊重される職場づくりや企業活動を推進するため、事業所に対する啓発を推進するとともに、家庭、地域などの正しい認識の普及と啓発にも努めます。

### ③ 若者の自立問題

⇒「子ども・若者の人権」で対応済み（項目を削除）

## 第2次丹波市人権施策基本方針「その他の人権課題」

### (1) 個人情報の保護

#### ①現況と課題

コンピュータの発達によって、だれもが手軽に情報の受発信ができる時代となり、便利な社会になった半面、個人の責任や情報モラルについての正しい理解と認識が必要となっています。

本市においても、大量のデータを蓄積し処理することができるようになり、顧客情報や住民情報などの個人情報は、企業はもとより行政機関でも集中管理を行っています。それだけに個人情報の管理と利用について「丹波市情報セキュリティ対策基準」や「丹波市個人情報保護条例」を遵守し、個人の権利利益の保護に努めるとともに、人権に配慮する必要があります。

#### ■関連する現況等

本人通知制度登録者数	383人 (平成26年7月7日現在)
------------	--------------------

(本人通知制度とは、住民票の写しや戸籍謄抄本などの証明書を本人の代理人や第三者に交付した場合に、事前に登録をされている方に対して、証明書を交付した事実を通知する制度です。証明書の交付事実を本人に通知することにより、不正請求の早期発見や抑止効果が期待されます。)

#### ②施策の方向性

個人情報はプライバシーそのものであり、その漏洩は人権侵害に直接関わる恐れがあります。個人情報の保護については法制度的な対応も進んでいますが、市民一人一人が高度情報化社会に対応した人権について認識が深められるよう啓発活動を推進していきます。

また、行政窓口においても来客者の個人情報やプライバシーが守れるように本人通知制度の周知・啓発を図るなどの配慮を講じるとともに職員一人一人の人権意識、情報モラルの高揚の研修を実施していきます。

### (2) インターネットによる人権侵害

#### ①現況と課題

高度情報化社会は高い利便性をもたらしますが、インターネットを利用した悪質な差別的書き込み、中傷、プライバシーの侵害、個人情報の漏洩、ストーカー行為などが問題となっています。また、スマートフォン等の普及による子どもへの性犯罪や人権侵害も大きな問題となっています。これらの使い方を誤るあるいは悪用することにより、差別を助長したり人権侵害を引き起こす恐れがあります。

#### ②施策の方向性

インターネットによる人権侵害の恐れを克服するために、市民一人一人がインターネットを利用する際のモラルを身に付けると共に、学校での子ども・親子向けの教育・啓発など、市民の正しい理解を深めるための啓発活動を推進していきます。

また、インターネット利用の低年齢化に対応し、小学生の頃からのインターネット教育に伴う人権啓発・教育を推進するとともに、ネットパトロールなど抑止的取組も推進していきます。

### (3) 感染症患者等の人権

#### ①現況と課題

HIV感染者やエイズ患者、ハンセン病患者・元患者、またO-157やC型肝炎などの感染症等に関する人権問題が存在します。誤解や誤った知識による偏見や差別・人権侵害が存在します。

#### ②施策の方向性

感染症等は、自分に関係が無いとして無理解・無関心のままでいるのではなく、正しい知識の普及、感染者等への配慮、共に生きる姿勢を身に付けることが大切です。そのため、情報提供や正しい性教育・保健指導及び相談活動等の推進を図ります。

### (4) さまざまな人権問題

#### ①現況と課題

今の日本社会には、前述してきた人権課題の他にも、社会情勢を背景にした様々な人権課題があります。例えば、放射性物質の拡散による風評被害などの「東日本大震災をはじめ災害に伴う人権問題」、今日の労働環境における労働者の問題や若者の自立なども問題となっています。他にも先住民族に関する知識や理解不足から生じる「アイヌの人々」に対する人権問題、「刑を終えて出所した人」や「犯罪被害者」の人権問題、「性的指向（性愛の対象）」や「性同一性障害」などに関する人権問題、その他、「ホームレス」に対する嫌がらせや暴行事件、「拉致被害者」等の人権問題が存在します。

#### ②施策の方向性

こうした各種の問題についても、すべての人の人権を尊重する視点に立って、正しい知識の普及や啓発の推進、各種相談活動を通じて対応していきます。

また、今後の社会の様々な変化により生じてくる人権問題に対しても、機敏に対応していきます。